

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人 日本葉たばこ技術開発協会

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本葉たばこ技術開発協会（以下「協会」という。）の定款第18条及び第36条の規程に基き、役員及び評議員の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当協会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事といい、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基き置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その称号の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2、常勤役員には、役員報酬を支給する。
- 3、常勤役員の退職に当っては、第6条に規程する退職慰労金を支給することができる。

### (報酬の決定)

第4条 当協会は、退職慰労金を除いて常勤役員に支払う年間の報酬を定めるものとする。ただし、一人の退職慰労金を除く年間の報酬は800万円を超えないものとする。

- 2、当協会の常勤理事の報酬は、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3、当協会の常勤監事の報酬は、会長が評議員会の承認を得て決めるものとする。

### (月額報酬の支払)

第5条 退職慰労金を除く年間報酬を12等分した金額を毎月の月額報酬として支払う。月額報酬の支給日、支給方法並びに控除する項目及び額等に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準じる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として良好に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2、常勤役員に対する退職慰労金は、月額報酬の額に1.8を乗じた金額を1年の支給額として算定する。ただし、常勤役員の勤務月数が12ヶ月に満たない年は、12ヶ月に占める勤務月数の割合を乗じて年の支給額を算定する。

(費用)

第7条 当協会は、役員及び評議員が職務遂行に当って負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前払いすることができる。

- 2、常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、支給区間及び計算方法等は、別に定める役員通勤規程に従う。
- 3、役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める職員等旅費規定に従って支払う。

(公表)

第8条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。